

第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）委託
業務に係るプロポーザル募集要領

広陵町企画総務部総合政策課

令和7年7月

第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）委託業務に係るプロポーザル募集要領

1 目的

第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）（以下「計画策定」といいます。）に関し、包括的な計画策定支援業務を委託するため、公募型プロポーザル方式により事業者から提案を募るものです。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）委託業務（以下「本業務」といいます。）

(2) 業務の内容

別紙「第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）委託業務仕様書」（以下「仕様書」といいます。）のとおり

(3) 委託期間

契約締結日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 事業費上限額

7,500,000円（消費税額及び地方消費税額を含む。）

3 委託予定者の選定

本業務の委託予定者の選定は、事業の実績、目的及び内容に最も適した者を選定するために、公募型プロポーザル方式によって行います。

合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば委託予定者とします。ただし、別紙配点表 計画策定業務の②計画策定過程支援業務又は⑦行政評価反映等業務において10点未満の場合は、失格とします。

4 事務手続及び事業スケジュール

(1) 公告日

令和7年7月7日（月）

(2) 質問の受付

令和7年7月14日（月）午後5時まで

(3) 質問の回答

令和7年7月17日（木）

(4) 参加表明書の提出

令和7年7月25日（金）正午まで

- (5) 企画提案書等提出期限
令和7年8月1日（金）午後5時まで
- (6) 提案内容の審査（予定）日
令和7年8月8日（金）を予定
- (7) 選定審査結果通知
令和7年8月下旬を予定

5 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次の要件を全て満たすものとします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 広陵町の令和7年度入札参加資格を有しない者は、参加表明書提出の前に速やかに手続を行うこと。
※現在、令和7・8年度物品購入等に係る競争入札及び随意契約参加資格審査申請を受け付けているため、以下 URL から様式を入手し、登録手続を行うこと。
<https://www.town.koryo.nara.jp/0000006930.html>
- (3) 広陵町の令和7年度の入札参加資格を有する者については参加表明書提出期限の日以降において、広陵町指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 参加表明書提出期限日以降において、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第7号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (6) 総合計画、総合戦略、人口ビジョンその他同種の計画を策定し、又は更新する業務を受託した実績※があること。ただし、アンケート調査業務や印刷製本業務等の業務の一部のみを受託した実績は含まない。
※令和4年4月1日以後に、総合計画、総合戦略及び人口ビジョンのいずれか二つ又は全てを一体として策定し、又は更新した実績がある場合は、審査の際に加点します。

6 質問の受付及び回答

提出書類等の質問については、その旨を記載した質問書（任意様式）により、電子メールで提出することとします。また、件名を「第5次広陵町総合計画更新（中期基本計画策定）委託業務に係る質問」としてください。なお、電話及び口頭による質問には回答しません。

※電話による受信確認を必ず行ってください。

(1) 提出先

広陵町企画総務部総合政策課 sogoseisaku@town.nara-koryo.lg.jp

(2) 質問受付期間

公告日から令和7年7月14日（月）午後5時まで

(3) 質問に対する回答

令和7年7月17日（木）を目処に、広陵町公式ホームページにおいて公表します（質問者名等は非公表）。

7 企画提案書等の提出

(1) 提出書類

公募型プロポーザルへの参加希望者は、次に定める書類（企画提案書等）に必要な事項を記載の上、提出してください。

- ア 参加表明書（第1号様式）
- イ プロポーザル提案申請書（第2号様式）
- ウ 誓約書（第3号様式）
- エ 会社概要書（第4号様式）
- オ 実績調書（第5号様式）
- カ 業務実施及び連絡体制表（任意様式）

本業務を実施するに当たり、仕様書にある管理責任者及び主任担当者を必ず明記してください。

- キ 企画提案書（任意様式）
 - ①企画提案書表紙（任意様式）
 - ②事業実施スケジュール（任意様式）
 - ③企画提案書（任意様式）

(ア) 企画提案書の様式は原則としてA4版用紙縦置きで、横書き片面印刷、左綴じとし、使用するフォントの大きさは10.5ポイント以上としてください。図表等の補足資料は、必要に応じて、A4版横、A3版横で使用してください。補足資料として、A3版の用紙を使用する場合は、片面印刷とし、片袖折りにしてください。ただし、補足資料に提案内容を記載等する場合は、その内容は企画提案書に記載した提案内容を超えてはいけません。

(イ) 企画提案書のページ下部に通しページ番号を振ることとします。なお、企画提案書は20枚（企画提案書表紙、スケジュール及び補足資料を除きます。）までとします。

(ウ) 使用言語は日本語とします（ただし、専門用語を除きます。）。

(エ) 記載内容については明瞭かつ具体的な記載とし、専門知識を有しない者に対して配慮してください。また、専門用語、略語等に関しては、脚注により定義又は説明を付記するなど、分かりやすい記載を心がけてください。

- ク 見積書（任意様式）

※見積額には消費税額及び地方消費税額を含みます。

※仕様書の「7 実施業務について」の各業務に基づいて内訳を作成してください。

(2) 提出期限等

ア 提出書類配布期間

公告日から令和7年8月1日（金）まで

※提出書類等は、ホームページからダウンロードにより入手してください。

イ 提出期限

令和7年8月1日（金）午後5時までに提出してください。

※ただし、参加表明書の提出期限は公告日から令和7年7月25日（金）正午まで

ウ 提出部数

正本1部及びPDFデータ

※参加表明書については、代表者印を押印した正本1部のみの提出とし、PDFデータの提出は不要とします。

エ 提出場所

広陵町企画総務部総合政策課（広陵町役場2階）

オ 提出方法

正本1部は、持参又は郵送により提出してください。ただし、郵送する場合は、「簡易書留」で指定期日必着とし、次の宛先に郵送してください。郵送方法が異なる場合は、受け付けません。

PDFデータは、次のメールアドレス宛てに電子メールで提出してください。

※メールの受信可能要領は10MBまでのため、それを越える場合は、事前に電話及び電子メールでご連絡ください。ファイル共有用のURLを発行します。

【宛先】〒635-8515

奈良県北葛城郡広陵町大字南郷583番地1

広陵町企画総務部総合政策課 宛

【メールアドレス】質問書の提出先と同じ

【電話番号】0745-55-1001（内線：1277）

カ その他

(ア) 提出された企画提案書等は返却しません。なお、提出された書類は、この提案以外の目的では使用しません。

(イ) 企画提案書等の受理後の差し替え、追加、削除等は一切認めません。ただし、町から指示があった場合を除きます。

(ウ) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書等を無効とします。

(a) 提出期限を過ぎて提出された場合

(b) 提出書類に虚偽の記載があった場合

(c) 審査の公平性を害する行為があった場合

(d) 見積金額が事業費上限額を超えている場合

8 審査について

(1) 審査（予定）日

令和7年8月8日（金）を予定

(2) 審査方法

提案内容については、対面でのプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、総合的に評価し、優秀であると認められた者を選定します。合格基準点は60点以上とし、提案事業者が1者の場合であっても、審査の結果、合格基準点に達していれば委託予定者とします。ただし、別紙配点表 計画策定業務の②計画策定過程支援業務又は⑦行政評価反映等業務において10点未満の場合は、失格とします。

(3) プレゼンテーション及びヒアリングについて

ア プレゼンテーション及びヒアリング時間

1事業者につき40分（提案20分、質疑応答20分）

イ 提案者人数

管理責任者及び主任担当者を含む3名

※管理責任者及び主任担当者は必ず出席してください。

ウ 提案内容

「7(1)キ 企画提案書」にある内容のみをパワーポイント等において表現し、PC等は持参してください。プロジェクター及びスクリーンは町で用意します。

エ プレゼンテーション及びヒアリング実施日時

令和7年8月5日（火）までに個別に電子メールにて実施時間を連絡します。

オ その他

対面審査ではなく、Web会議において審査を実施する場合があります。

(4) 評価基準

別紙のとおり

(5) 審査結果の通知

審査の結果は、提案のあった全ての事業者にも文書により通知します。

(6) 優先交渉者の決定

審査の結果、最も評価の高かった者を交渉権第1位とし、契約締結に向けて交渉します。

交渉の結果、契約に至らなかった場合は、交渉権第2位である次点の事業者と交渉契約締結に向けて交渉します。

9 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とします。

- (2) 参加表明書（第1号様式）の提出後に辞退する場合は、辞退届（第6号様式）により届け出るものとします。
- (3) 企画提案書及び見積書については、1者につき1提案に限ります。
- (4) 参加事業者数、交渉権第1位の事業者名及び交渉権第2位である次点の事業者名並びに各点数については、広陵町公式ホームページで公表します。
- (5) 本プロポーザルは、令和7年7月議会に上程予定の補正予算の成立が前提のため、町議会において当該補正予算案が否決された場合は、無効となります。